

# 田子町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

## 1 趣旨

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項に基づき、田子町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

## 2 用語の定義

本方針で使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 方針の適用範囲

本方針は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

## 4 物品等の調達の対象となる障害者就労施設等

町において、物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条又は国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条に規定する次に掲げる施設をいう。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 特例子会社
- (8) 重度障害者多数雇用事業所
- (9) 在宅就業障害者
- (10) 在宅就業支援団体

## 5 物品等の調達対象品目

町が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品  
印刷製本、文具、紙製品、木工製品、縫製品、食品類及びその他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務  
除草作業、清掃作業、分別作業、回収作業、封入作業及びその他障害者就労施設等が提供可能な役務

## 6 調達方針

- (1) 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を各課等で共有し、全庁的

に同施設からの調達への推進に努めるものとする。

- (2) 各課等は、イベント等での記念品、施策周知のための啓発用物品及び印刷物並びに清掃業務等の軽作業及びその他障害者就労施設等が提供可能な役務について、障害者就労施設等の活用を積極的に検討するものとする。
- (3) 障害者就労施設からの物品等の調達において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の活用を努めるものとする。
- (4) 物品等の調達に当たっては、障害者就労施設に対し、可能な限り調達内容の仕様をわかりやすく説明するとともに、適切な納期の設定等に努めるものとする。
- (5) 障害者就労施設に対して、物品等の質の確保や供給できる品目の拡大等、調達の拡大に向けた適切な情報提供に努めるものとする。

## 7 物品等の調達に当たっての留意事項

- (1) 契約担当者等は、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する随意契約により調達を行う場合は、原則として田子町財務規則（昭和59年規則第12号）第111条に基づく見積りを徴する相手方として障害者就労施設等を選定するよう配慮し、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。
- (2) 契約担当者等は、発注の際、障害者就労施設等の競争への参加が、不当に排除されないように留意するものとする。

## 8 調達目標及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は翌年度6月に町ホームページ等により公表する。

## 9 調達目標額

当該年度における調達目標額は、「5 物品等の調達対象品目」に掲げる物品等について、当該年度の予算の範囲内において、可能な限り調達に努めるものとし、具体的な金額の設定を行わないものとする。

## 10 その他

- (1) 町民及び町内の中小企業等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する周知に努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。
- (3) この調達方針に関する担当窓口は、住民課とする。

### 附 則

この方針は、平成25年12月1日から適用する。